

基本協定書に記載する事項の要旨（案）

焼津市（甲）と公募型プロポーザルの優先交渉者（乙）との間における、本事業の具体的事項等に関する契約（以下「事業契約」という。）及び事業用定期借地権設定契約（以下「定期借地権設定契約」という。）の締結に向けた基本協定を締結すること。

（目的）

- 1 基本協定は、甲及び乙の義務及び手続きに関する基本的事項を確認することを目的とすること。

（当事者の義務）

- 1 甲及び乙が、基本協定締結後における事業契約及び定期借地権設定契約（以下「本契約」という。）を締結するため誠実に協議し、乙は甲の要望を尊重すること。

（本契約の締結）

- 1 本契約の締結に際しての基本事項について記載すること。
- 2 甲及び乙は、本契約の締結に向け最大限の努力をすること。
- 3 令和7年9月までを目途に事業契約、工事着手日までに定期借地権設定契約を締結するものとする。
- 4 乙は、本事業の遂行、本契約の締結のための協議における、公募要項、質疑回答、提案書の内容及び本事業の関係団体等の意見の遵守に関する。
- 5 本契約締結の協議により、本契約の規定と基本協定の規定との間に相違又は変更が生じた場合、本契約の規定が優先して適用されるものとする。

（準備行為）

- 1 乙は本契約前に自己の費用と責任のもと、本事業実施に必要な準備行為を行うことができ、甲は必要かつ可能な範囲で乙に協力すること。

（本契約の不締結）

- 1 乙に関して、以下のいずれかに該当するとき、本契約を不締結とすることができる。
 - ・ 焼津市工事等入札参加資格者の指名停止等措置要領に基づき、上記各号と同等若しくはそれ以上の事由により一般入札参加停止及び指名停止措置を受けた場合。
 - ・ 公募要項で甲が定めた参加資格の条件を欠いたとき又は欠いていることが判明した場合。

(本契約不調の場合の処理)

- 1 甲乙が、本契約の締結に至らなかった場合、本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係が生じないことを確認するものとする。

(本契約の解除等)

- 1 甲乙のいずれか一方が基本協定に違反し、是正に応じなかった場合、相手方はいつでも本契約を解除すること。

(有効期間)

- 1 基本協定の有効期間の始期を協定締結の日、終期を本契約終了の日とするが、本契約が締結に至らないと明らかになった場合は、締結不調を甲が乙に通知した日をもって終了すること。
- 2 基本協定終了後における秘密保持の規定は、終了後2年間は有効とすること。

(優先交渉権者の契約上の地位)

- 1 甲の事前の承諾がある場合を除き、乙は、基本協定の契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供等により処分できないこと。

(基本協定の解除等)

- 1 基本協定の有効期間にかかわらず、本事業の募集手続に関し、乙が本契約の解除等のいずれかに該当するとき、甲は、基本協定を解除することができるものとする。

(秘密保持)

- 1 甲及び乙は、以下の場合を除き、基本協定に関する事項について知り得た情報につき、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示しないこと、基本協定の履行の目的以外には使用しないこと。
 - ・ 本基本協定締結前に、既に自ら保有していた場合
 - ・ 公知であった場合
 - ・ 本基本協定に関して知った後、自らの責めによらないで公知になった場合
 - ・ 本基本協定に関して知った後、正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合
 - ・ 裁判所により開示が命じられた場合
 - ・ 乙が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合

- ・ 甲が焼津市議会に開示する場合
- ・ 甲又は乙がそれぞれの弁護士等のアドバイザーに守秘義務を課して開示する場合
- ・ 甲が焼津市の保有する情報の公開に関する条例に基づき開示する場合
- ・ その他甲又は乙が法令に基づき開示する場合

(合意裁判管轄)

- 1 基本協定に関する一切の紛争に関する裁判の第一審の専属管轄裁判所は、甲の所在地を管轄区域とする地方裁判所又は簡易裁判所とすること。

(協議)

- 1 基本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は解釈に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて甲及び乙が協議の上、これを定めること。

別紙

貸付対象地の概要

※ 乙の提案内容を踏まえて記載。

所在	地番	地目	登記地積（㎡）	実測地積（㎡）
			又は	又は
			登記面積（㎡）	実測面積（㎡）

※ 乙の提案内容を踏まえて、事業用定期借地権設定契約に基づき借り受ける区画を、赤線で囲んで明示。

別紙

事業の概要

※乙の提案書を添付することを想定。